

# 議会運営委員会会議録

令和4年2月28日(月)

(開 会) 13:00

(閉 会) 14:58

## 案 件

- 1 請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願
- 2 議会の運営について
- 3 議長の諮問について
- 4 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 新型コロナウイルス感染リスク低減のための議会対応について
- 2 オンラインを活用した委員会の実施について

---

### ○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」を議題といたします。

本日は参考人として、大正大学社会共生学部教授の江藤俊昭さんにご出席をいただいております。

参考人に一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、また遠方にもかかわらず、本委員会に出席をいただきまして本当にありがとうございます。委員会を代表しまして、御礼を申し上げます。また今日は忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに2月15日の本委員会で決定した意見を求める事項であります「議会のあり方について」及び「議員定数の考え方について」、以上2件について、参考人から一括してご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑を行いますので、よろしくお願いをいたします。

お諮りいたします。参考人より資料の提出があつておりますが、配布することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつてそのように決定をいたしました。資料につきましては、サイドボックスに掲載をいたします。

それでは、ただいまからご意見をいただきたいと思つます。発言は着席したままで結構ですので、お手元のマイクを使用していただきたいと思つます。それでは江藤さん、よろしく願いいたします。

### ○江藤参考人

改めまして、こんにちは。今、紹介にあずかりました大正大学の江藤です。本日はですね、お呼びいただいて、ありがとうございます。なかなか興味深い、皆さんにとっては大変なことだと思うんですけども、興味深いテーマでお呼びいただきました。そうですね、私、参考人嫌いなんですよ。要するに参考人って、私が、皆さんに聞けないんですね。聞けないことになっているんですよ。いろんなところでやりましたけど、静岡県の、何に呼ばれたかな。原子力何とかの住民投票がどうのこうのとかね。いろいろやっているんですけど、三重県もやりましたし、山梨県もやった。いろんなところでやっています。聞けないんだ、こっちから。何で

こういうふうになっているんですかと聞けないんですよ。だから参考人については、あんまり報酬も低いというのがあるので嫌なんですけれど、ただ、今日最初のところに、私の問題意識なんかも入れているので、恐らく質問のときに、それに答えてくださったり、自分はこう思うんだけどみたいな話で、質問を受けたいなというふうに思っております。それで皆さんのところはタブレットがいているということで、資料があるので、急遽、私はどういうふうに議論しようかなというふうに、ごめんなさい、委員長、今2点というのは、もう1度確認していただけますか。請願の話ですよ。

○委員長

「議会のあり方について」と「議員定数の考え方について」です。

○江藤参考人

そうです。それを60分でやれと言うんですかね。結構厳しいのですが、お話をさせていただきたいというふうに思います。それで、局長がいらっしゃるのかな。私、取っていいの。離れているから平気ですか。マスクしていたほうがいいですか。息が詰まるんですよ。

はい、わかりました。このままします。それで、請願も読ませていただきました。議会の議決に対して再考をしてほしいということで、そうなんですよね。まず確認したいのは、こういうふうな場を真剣に設けられたということなので、議会人としては少し考える方途もあるなどということを考えられて、こういう場を設けられていると思うんですけど、まず、議員の方々にちょっと一言言いますと、議会の議決って重いんですよ。重い、議会の議決というのは。私は研修のときに、いろんな研修やりますけれども、皆さんが、恐らく議会の会期の最終日に表決していることというのは、将来を皆さんが決めているんですよ。市長が決めているのではないんですよ。だから、議会の議決というのはすごく重いんです。政策なんかは、絶対正しいなんかあるわけじゃないんですよ。状況によっては変わるし、見方によって変わるんですよ。政策というのはメリットもあればデメリットもあるし、比較しながら表決するという。だから私は研修のときに必ず言っているのは、議決の前の日に眠れるんですよと言っているんですね。悩み苦しむはずなんです。それだけ重いものを、皆さんの、例えば一般会計規模でも、去年は少しふえたんでしょうかね、800億円とかいっているんでしょう。とんでもない額ですよ。そういうものを決めるわけでしょう。議決というのは、それだけ重いんですね。今回、何年か前に議決されたということでしょう。どれだけ重く皆さん議決したんですかということですよ。それを修正する。修正することはあるかもしれないんですけど、ただ、それだけ重いということの自覚を、まず持っていただきたいんですよ。今回、読ましていただくと前代未聞ですよ、数年前のことというのは。何。定数の削減議案が動機で出て即決したというわけ。こんなことがあるんですかね。いや、議員提案については、議運か何かあるいは、その会派代表者会議でずっと調整をしていって、表決をして政策については即決ということもあり得るというのはあるんですけど、でも議会の定数についてというのを即決でやるなんてあり得ない。こんなことを許すことが、あり得るのかということなんです。まず、そのところを皆さんがどう考えられているのか。私は正直ね、引き受けたときは、まあ定数についてだから、気軽に引き受けたんですけど、だんだん資料を読むときに、これ、どうなってんのと。

それから、もうちょっと言いますけれど、議員定数とかというのは、これ、議会の本質にかかわることなんです。監視の力、政策提言の力、そういう意味では議会の根幹にかかわることを即決でやるかと。もうちょっと言えば、議会の提案力、監視力の話だけではなくて、立候補にもかかわるんですよ。今日時間がないから、ちょっと今のうちにしゃべっちゃいますけれど、もう何年か前かな、長野県の飯綱というところで、長野県飯綱町という議会改革で有名なところなのですが、報酬の議論を上げたいと。このぐらいよりもうちょっと狭いかな、畳の部屋でしたけれど、私が講演して、議長が少し上げたいんだって。住民の方に説明していましたよ。いや、そういう議会ならいいのではないですかみたいな話に流れがいついたんですけど、

若い人が1人手を挙げて、いや、上げることはいいんだけど、なぜ定数をこんなに下げたのかと。合併で下げたんですね。1万人規模で15人ぐらいいたのかな。15人にしたのかな。何で下げたんですか。定数を下げたら私たち立候補しにくくなるではないですか。私、その頃、ちょっとノーマークだったんですよ、立候補と定数についてというのは。あっそうかと。皆さんは、恐らく当選されているから、票田というか支援者をお持ちなんだと思うけれども、思うけれども、新しい人が出ようとしたときに、どういうふうに考えますかね。定数が減ると、またハードルが上がるんですよ。私は、今の定数についてはどのぐらいにしろとかは言いませんけれども、決め方もそうだし、住民のほうを向いていないということでしょう。だから私が言いたいのは、議決に責任を持つというのは、それだけ重いんだから、普通変えるなんてことというのはあり得ないんですよ。でも皆さんの話では、請願が出て、やっぱりちょっと失敗したかなと思った人たちもいるのではないですか。だから、今回、これについて、私、結論言うと、もう1回、戻しながら議論するというのが筋だと思いますよ。しかも自分たちで、どのぐらいの定数がいいのかどうなのかを、ちゃんと調査をして、そして住民に語って、それが本当に住民自治を進める議会になっているかどうかということを、ちゃんと説明すべきですね。その上での議論だと思いますよね。1回流しておいて、だから、もう1回戻すというのは一つの筋かもしれないですね。だから次善の策です。そのとき私たちは、当初、皆さんの中で賛成多数なんだから、ここの中でもその当時、賛成した人がいるんでしょう。そのときは、ごめんなさいですね。それはそれで、ちゃんと議会として、もう1度考えると。選挙後だったから申しわけない。2カ月後だったので、ゆっくり考える時間もなかったんですよ、みたいな話は、あり得る。あるいは、住民からそれも批判されると思いますよ。ぜひ、そういうことも含めて考えていただければいいかな、次善の策だと思います。

1度、私が知っている限りで言うと、三重県議会ですよ。三重県議会が、定数を1回下げたんですね。そうすると、1人区があまりにも多過ぎると。正確に言うと、一つの選挙の前に変えたんですね。変えているんですよ。次の定数の削減は、4年終わったときにということをして、その前の前に変えているんですね。4年、5年ぐらい、新しくなるまでにあったので、もう1回、戻す期間もあったんですね。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、そのときも私は、議会の議決責任ということを行いました。と同時に、1人区は余りにも多過ぎて、ちょっと拙速過ぎたことについて、少し修正をしたい。いいんじゃないですか。次善の策、緊急避難だからという言い方をしました。削減をする、したい人たちからすると、江藤は何だっていうふうに言った方々もいるみたいですが、ひとたび、下げて、いや下げるのが悪いと言っているのではないですよ。下げるのが悪いって言っているわけではないけれど、ひとたび下げて、ごめんなさい、もう1回上げましょうかというのはないんですよ。ないの。だから、議会力がそれでよくなったのか。あるいはもう下げちゃったら、それで終わってしまうのか、ちょっと知りませんが、一つだけ、与那国だけです、自衛隊の人たちがたくさん入って、6人を10人にしたかな。ふやしたのはそのくらいですね。1回下げて、上げたところなんかないですね。ぜひ、繰り返しますが、慎重にというのは、議員の方々に慎重にと言っているだけでわけではないんですよ。住民のほう見て、慎重に議論しなくてはいけないですよということですよ。今、お話、ずっとレジユメに入る前に、私の基本的な立場をお話しましたが、ここでこうだなあと思う方と、馬鹿野郎と思った方と、たくさんいらっしゃる、どっちがいらっしゃるかわかりませんが、委員長も、江藤なんか呼ばなかったらよかったかなと思っているかどうか知りませんが、とにかく、少しレジユメに沿いながらお話をさせていただきたいというふうに思います。

それで私は、議会力、今日お話をします根底には、定数とか報酬なんていうような話、なんてと言ったらいけないんですけど、昔だったら、どうでもよかったんですよ。多かろうと少なかろうと、追認機関やっていれば、ごめんなさい言い方が悪いな、多かろうと少なかろうと、

報酬についても定数についても、追認機関だったらどっちでもいいですよ。まさに今、地方分権になって、政治が重要になっているんですよ。行政のように執行を効率化するというのも、もちろん大事なんだけど、地域をどちらの方向に向けていくかどうか、これはまさに政治なんです。地域経営の自由度が高まった。まさに政治ですよ。市長ももちろん政治を担いますよ。でも市長は基本的に提案することなんです、市長の役割は。決めるのは議会なんです。議員の方々が、どういう方向に持っていけるかどうか。それをやっていくために、議会をどうつくっていくかどうか。そのときの条件として、報酬はどのくらい必要なのか、定数がどのくらい必要なのか、議会事務局はどのくらい必要なのか、それから議会図書室を見せていただきましたけれど、建物は立派ですね。言いたいのは中身が余りないですね。あれ、どっか他のところがあるの。議会図書室って。あそこだけでしょ。10万人以上の規模で、あのくらい少ないというのは、ちょっとやっぱり考えたほうがいいですね。私の本がなかったから、頭にきているわけではないですよ。あった、1冊ありました。地方政策・財務の話が1冊あったんだけど、それでむっとしているわけではありません。ぜひそういうところで、それをやるために、定数とかをどう考えていくかどうか、お話をさせていただければいいかなというふうに思います。

今日、レジュメを皆さんのタブレットで両方見れると思うのですが、一つはレジュメを7ページ分、これ、ワードで出しています。それでもう一つ、資料として、これ、もっところからできたてほやほやなんですね。2月の1週間前に全国町村議会議長会がホームページにアップをしました。實際上、冊子になるのは3月の中旬になるんですけども、「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続」なのですが、これは、報酬と政務活動費についてなので、定数について省いているんですね。ただ、再度確認したものがああるので、そのものを抜粋して、皆さんのお手元に届けております。後ほど参考にします、考え方も含めて。

それで前半部分は、私は請願についてなのですが、幾つかお話をしたいんですけども、その前にはじめにのところで、私から質問してはいけないというので、最初からこんな疑問を持っていますよというのを皆さんにお聞きしたいのですが、答えてくれないかもしれないのですが、そもそも定数28人って何なのって。何を根拠にしているんですかということです。4名減らして、24名。その根拠もよくわかんないんだけど、その前の28名の根拠って何なんですかということです。それから、先ほどちょっとお話ししたら、合併の特例使ったのが80名いて、その後、34名に変えた。その34名というのは何なのと。34名から今度、28名に変えたんですか。これ、変えた根拠は何なんですかというのがよくわからない。さっきいろいろお聞きしましたが、よくわからない。

それから削減して、どんな議会をつくらうとしているのかということなんです。何度も繰り返しているのですが、首長に権限があるわけではないんですよ。提案なんです。議員の方々、議会に権限があるんですよ、日本の制度というのは。世界でもそうです。だから、削減したら政策提言の監視力高まるんですかという、ここを説明しないと、何の理由にもならないはずなんです。

3番目、そうした視点からいくと、監視力や政策提言能力を高めるときに、定数の議論だけではないんですよ。報酬とか、議会事務局とか、図書館だとか、議員間ネットワークだとかそういう話ですよ。そういうのを一緒にどういう議論されたんですかと。それから参考人の、今回私来て、どういう人が参考になっているのかといたら、3人だと。恐らく3人の方は、私も含めて下げるとは駄目だとは言わないんだろうけれど、慎重派の方々ですよ。参考人の選び方で、ガス抜きをやられるだけの議論だったら、違いますよね。さっき委員長が遠いところ来てくれましたと言うけど、ガス抜きではないわけですよ。ちゃんとそれを聞いて、考えましようということですよ。確認ですよ。参考人の選び方ってそういうことなんですよ。鹿児島でも定数をやったことがあるのですが、そのときはもうちょっとこの時期じゃなくて、かな

り削減の嵐のころで、商工会の方とか、何とか会の方というのが、削減したほうがいいですよみたいな話す人たちが多くの中で、私はちゃんと政策提言能力を高めましょうみたいな議論が、いろんな議論が出てくるんですが、今回、慎重派だけでしょう。ガス抜きだけでやらないでくださいよね。これを進める気で、参考人で選んだならば、私は積極的にお答えしますよということですよ。

それから、ポチの最後のところですよ。ひとたび下げたら、増加できないんですよ。いやできますよ、条例で定めればいいんだから。でもやったところはないんですよ。皆さんのところで、そういうこともやりますよというふうなことを念頭に置くかどうか。だから慎重になんですよ。そういうことですね。それから、定数28名のところで参考にしますけれども、自治法の制定のときには、36名というのが、法定数ですよ。法定数、今の人口規模でいくとね。だからどういう基準で、今、28人になっているかどうかだと思います。それから、参考で、今お話をしたものを参考として出していますので、議論を聞くときに聞いてください。

②にいけます。定数を含めて条件を考える上での視点として、議会は、住民のものなんですよ。だから、何度も繰り返しますが、議員が、議会が勝手に定数を決める。確かに条例は、議会の議決事件ですよ、条例はね。でも、住民のものなんですよ。住民自治の根幹を議会がなしているわけですよ。だから議会がしっかりと、何度も繰り返しますが、権限は議会にあるんですよ。監視力や政策提言を高めるためにはどうしたらいいかどうか。さらには、それを進めるために住民自治の原理からしたら、どういう定数がいいかどうか。そういう議論をしなければいけないんですよ。議事録を見ると、全くしてないではないですか。それからもう一つ、行政改革を、行財政改革で定数削減が必要だというのは自殺行為かと思いますよ。議会は地方行政体制ではないんですよ。相変わらず総務省はそう思い込んでいるかもしれない。議員の方々が思い込んじゃってどうするんですかと。議会は政治ですよ。効率性重視の行政改革に対して、議会改革というのは政治改革なんですよ。そして、その議会がしっかりとやることによって、行政のほうの行政改革がどのくらい進むかどうかの視点を持たなければいけないんです。同じように行政のほうで5%カットした。何%かカットした。議会もカットした。これ何なのといったい、という話ですよ。繰り返しますよ。行政改革と議会改革は全く違う論理なんですよ。議会改革を進めることが行政の改革を進めることにもつながるんですよ。そういうことをしっかりと持つことですよ。

そして、先ほど委員長から、議会のあり方とありますけれど、これだけ理解していただければいいんですよ。住民自治の根幹は議会なんですよ。住民もわかっていないかもしれない。マスコミもわかっていないかもしれない。議員もわかっていないかもしれない。私の大学院生なんていうのは、県議会議員で、1度聞いたことあるんだけど、住民自治の根幹は何だ、知事じゃないですかって言うから、もうおまえ来なくていいよって言ったんですけど、住民自治の根幹だから、議会に権限があるんですよ。それだけ重いんですよ、議員の方々の議決というのは、表決というのは。もう何度も繰り返しますよ。政策なんか絶対正しいものはないから、表決の前日、私は眠れるんですか。悩み苦しむんでしょう。あいつが反対したから、つい賛成しちゃったけれど、あいつのほうが正しかった。夜、うなされて起きることが1年のうち何日ぐらいありますか。それだけ重いんですよ。住民自治の根幹、議会。

なぜ議会にそれだけの権限を付与しているかということ、多様性なんですよ。多様性に基づいた公開と討議なんですよ。民主主義は1人で決めることではないんですよ。多様性に基づいた公開と討議なんですよ。だから自治法の96条、議案が出たときに、どなたかが96条を列挙してお話をしていた方もいらっしゃるんですけど、96条というのは、地域経営にとって大事な権限を全て議会に与えているんですよ。首長には149条、議案を提出すること、金を集めること、そういうことが書かれているんですよ、149条。私たち研究者も悪かったんですよ。私は悪くないよ、ほかの研究者が悪いんですよ。こんなこと、議事録に書かれるんだっけ。特

に行政法のやつらが悪いんですよ。議会は制限、制限列挙というか、かなり限定的ですよ。限定したってすごい権限があるじゃないか。今だって、限定なんていう人がいないですけどね。比べてみると、96条と149条、どっちが重いかどうかなんです。余計なこと言いましたけど、多様性に基づく公開と討議ですよ。国政と違うんですね。だから与党があったとか野党があるわけじゃないので、議会が一つにまとまって力を発揮するんですよ。私、悪いというわけではないけれど、ここは会派が多いよね。それはそれでいいんですよ。そうすると、誰がどう動くのかなとかいうのは、なかなか読み切れないところもあるんですね。而今会ってあるんだよね。私の好きなお酒かなと思って。はい、余計なことを言いましたけれど。三重県の名張というところなんですけど、見ていて、余計なこと言いましたが、公開と討議なんですよ、多様性に基づく。多様性に基づかなかつたら、少人数でやればいい話ですよ。そして議会改革、住民自治の改革であり、それがようやく動き出したんですよ。今まで先ほどから言ったように、どうでもいいと言ったら、皆さんに失礼なんですけれど、議会に権限が全部移っているんですよ。だから、そのための政治のあり方が問われる中で、議会のしっかりとした、新しい議会のルールを決めましょうよというのが、議会基本条例ですよ。たった16年、この5月で16年になるかな。北海道の栗山町が議会基本条例を制定して、たった16年で、今、900を超えていますよ。1700議会のうちの900。もうとっくに5割を超えていますよね。たった16年で、自主条例ですよ。ここまで増加したというのは、やっぱり新しい議会像を目指しているからだと思いますよ。先ほど議会概要を見せていただくと、基本条例ないんだっけ、ないんですよ。何でつくりたくないの。私から質問しちゃいけないんだ。ということで、とにかくそういうことですね。私の立ち位置ということで、今日も川上さんは共産党の方とかいろいろいらっしゃると思うんですけど、私、いろんなところと、一つの政党だけにやっているわけではなくて、いろんなところとも絡んでいるのですが、政策的には、いろんな立場があるかもしれないんだけど、こういう議会のルールについては、やっぱり議会人というのは、議会が一つにまとまることで、政治的ですから、全部が1致しなくていいんですよ。システムとしてまとまることで、執行機関と政策競争することが住民にとっていいことなんだと。これは別に、右でも左でもという言葉はよくないかもしれないんだけど、一つになれる話ですよ。だからそれを私は目指したいなというふうには思っています。

そして1ページの下のところですよ。今回、資料をいただいて、本当に先ほどから言っている、よくわからないこと、不思議の1。定数をめぐる飯塚市議会の不思議。不思議の1、議会にとって最大の重要事項を即決でやった。繰り返しますけれど、こんなことないですよ、他のところ。むっとする方もいらっしゃるかもしれないですけど、そのときに起立採決だったのかな。立った方は少しその即決部分だけでも反省されたほうがいいですね。それから討論を読みました。2ページ目です。削減に賛成の討論がないんです。意見も言わないで、賛成したかということですよ。慎重の人たちが、繰り返しますけれども、議会は議員のものではないですからね。1度、皆さんがいることはいるんだけど、これは将来の議員にだってバトンタッチすることなんです。あるいは、多くの人たちが議員になることを望んでいるんですよ。だから議員で勝手に決めちゃうというのはあり得ないね。だから、常に住民のほう見て住民にとってどうなのか。これ発言できなければいけないんですよ。繰り返しますが、政策提言能力、監視能力、さらには立候補にとって、定数というすごく大きなことです。議事録を読んだけれど、そんなこと誰も言ってないじゃないですか。

2番目、何か読ましていただいて、これ請願審議のときかな、どこかのアンケートを見て、アンケートが49。何%が削減賛成なのに、あんまり答えなかったからって。今、言っているか。アンケートに今答えたら、いや削減したほうがいいのかとかいうほうが多いに決まっているじゃないですか。だって見えないんだもん。見えないんだもん、削減したほうがいいですよ。だから支援者に聞いてごらんささいよ。どうですかと。あなたはいいんだけど

ねとか言って、本当はあなたも入っているんだと思うんだけど、住民の方はね、ほかの議員がよくやってないからねと言うんですよ。だから削減したほうがいいに決まっていますという話でしょう。アンケートではそうなりますよ。真面目な議会が、議会改革をやるというアンケートをとると言うんですよ。いいよって。でも決まっているじゃないですか。削減したほうがいいに決まっているし、あとわからないのが多いに決まっているんだもん。議会なんか傍聴したことないって言うんだから。そのアンケートについて、どの議員がずっと執拗に言っていたんだけど、ここにいらっしゃるのかどうか知らないけれど、そのアンケートに従わないことがいいことなのみたいな話、住民投票大好きなわけ、その人は。議会で選ぶというのは、アンケートと違った議論もしなければいけないですよ。そして、さらには市民の声を聞く、住民の声を聞くためには、ちゃんと情報を提供し、そして議員同士、住民同士で議論する場所をつくらなければいけないですよ。情報が遮断されていてよくわからない中で、多いほうがいいですか、少ないほうがいいですか。それは何もやってないとみなされたら、少ないほうが決まっていますでしょう。報酬だって下げろ、決まっていますでしょう。だから、アンケートの議論というのは、私は、アンケートはいいけれど、議論なきアンケート、情報なきアンケートなんていうのは、無意味とは言わないけれど、限定的に考えることですよね。それから、その意味で討論する組織をつくりましょうよね。特別委員会でもいいや、検討会でもいいや。それから住民に説明してくださいよね、みたいな話が浮上すると。

不思議の2点目。2ページの真ん中からちょっと上のところです。議会の存在意義が不明確なんですよ。削減賛成の根拠、提案理由は私資料いただいてなかったんですね。今、いただきましたけれど、3年前の提案理由。書いてないんだ、理由が。提案理由が。そんな動議ってありますか。議論の中の議事録を読むと、行財政改革で4年間で1億5千万円減。いいけど、下げることはいいいんだけど、下げて議会力がダウンしたら元も子もないじゃないですか。その辺どうするかどうかだよ。それからもうちょっと聞きますけれど、一般会計に占める議会費というのは割合は今、幾らなの。どのくらい、何%。聞いてちゃいけないね。このぐらいの規模だと0.6、0.5、もっと低いんだね、確か。聞かない。後で資料として。0.5、0.6でしょう。もっと低い。0.4。こちら、都道府県議会になったわけ、そんな低いというのは。ちょっとよくわからないけれど。本当のこと言うと、ここに議事録にちょっとだけ出ていたところがあるだよ。知っていたことは知っているんだ。それから人口減なんかあるでしょう、きっと。それから成り手不足なんかもあるでしょう、きっとね。一般的にそうなんです。繰り返しますが、議会改革は行財政改革ではないですよ。しっかりと議会が、執行機関と対抗していくために、どのくらいの規模が必要なのか、本当にそこを考えなければいけないと思いますよね。

2番目、削減反対の根拠、請願ですけれど、これ私の読み方が違うかもしれないけれど、多様性、女性だとか、障がいの方々とかというためには、定数はある程度広げたほうがいいという。これは、私はわかるんですよ。わかるんだけど、どこまで広げたらその多様性が実現できるのかどうかというの、私もよくわかんないんだ。こういう視点大事ですよ。だから、さっきから言うように議会の存在意義というのは、多様性に基づいた、多様性に基づいた公開と討議なんですよ。だから多様性がないような議会は、そして討議がないような議会は議会と呼ばないんですよ、本当は。そこにずっと出ているのは、政治分野における男女共同参画推進法でしょう。そのときに、この請願が出たときに、確かに改正された。改正されたときには、今までは政党だとか、国だとか、地方自治体というのは、行政のほうが何らかのことをやるという話なんです。今回改正で、地方議会が名宛になっているんですよ。その議論をされたんですかということですよ。今回の改正で、地方議会にもうそのボールが投げられているんですよ。今回、定数の話だけではないんですよ。地方議会が、こういう問題、多様性について、もちろん今まで行政に対して、男女共同のものについて、しっかりとやらせるということで、

どのくらいの提言をしたかどうかというのも大事なポイントなのですが、今回の改正で、名宛に議会が来ているんですよ、議会の責任として。この請願が出たのも含めて、議会人は、どう議論されたんですかね、ということですよ。ちょっと横道にそれですけど、何か議事録か何か読むと、三浦まりさんという、上智大学の先生の名前が出ているんですけど、彼女が会長になって、私も副会長になって、ある市で立候補を半数にするのではなくて、結果を半数にしましょうよねという議論を今しているんですよ。あるいは、障がいの方を、少なくとも2人入れるように、議会にですよ、入れるようにどうしたらいいかどうかというのを議論しているんですね。これは別に改正があったからやっているわけではないんですけど、そういう視点、多様性に基づく議会をどうやってつくっていくかどうか。繰り返しますが、多様性に基づく公開と討議ですよ。常にそこに立ち返って、どういう議会をつくっていくかを考えていただきたいなというふうに思います。ちょっと②のところは多様性重視なんだけど、公開と討議をどう考えられているのか。請願、今日もいらっしゃっているのかわかりませんが、もう一つの点、定数の根拠、どこまで上げるか、どういうふうな根拠があるか、どんな議会をつくるか、これがポイントなんです。

不思議の3。私がいただいた資料の中には、飯塚市議会が、どういう議会をつくらうとしているかは、正直、見えません。議事録からだったらわかりません。だから教えてください。だって参考人は聞けないんですけど、教えてください。皆さんは、定数の議論をしながら、どんな議会をつくらうとしているんですか。繰り返しますが、順番が逆なんです。どういう議会、多様性に基づく公開と討議の議会をどうつくらうとしているのかと。住民を巻き込んで、どうやってつくらうとしているか。それに見合った条件というのはどういうものなのか。全く逆のベクトルで議論されている。ちょっと失礼な言い方をすると、私は学生の答案だったら不可ですね。いや、私がいただいた資料ではですよ。ほかのところでやられているかもしれないし。逆なんだもん。問題設定が逆ですよ。これらを実現する議会とぜひ議論する。下が富良野。富良野が、先日も行ってきたのですが、何か議論したいよね、こういうふうになっているんだけど、先生どう思いますか。市民の人たちを呼んで、私の講演を聞かせるわけです。ただコロナでオンラインで、住民人いなくて、議員だけになってしまいましたけれど、あとはオンラインとビデオでやりましたけれど、すごく議論しているんですよ。ここに出ている、後で見ていただきたいんですが、今日はそれではないので、定数については、6点、委員会で確認したよ。私はいいことですねと言った後に、これで議会力アップするかどうかでどれだけ議論したのって。政策提言能力だとか、監視力がどれだけこれで深まるのと。ここ弱いよね、このところがポイントなんだよという話はしてきました。

あと限られた時間です。もう結論も言っていますので、大体おわかりだと思いますけれども。あとは、私の定数の根拠については、まだお話をしていないので、それをお話をします。定数1、経験から、定数については29次の地制調、ちょっと私がかかわったのですが、やはり住民の理解が必要なんだと。議員報酬については、これ書いてない、書いてるね、32次、おとし出たものです。報酬についても、ちゃんと住民と向き合えようよねという。このやり方については、全国町村議会議長会の昭和53年あるいは平成31年のものを肯定的に評価しています、報酬です。経験から言うと、アンケートについては議会が見えなかったら、減らせ、いらない、でもいらないまで言うと、憲法違反になるからいる。いるとしても、何やっているかわからない。減らせ。当然、そうでしょうね。そういうようなものと違ったアンケートをどうやってつくっていくかどうかもあると思うのですが、ぜひ情報提供と、それから何というか、住民間で議論したほうがいいですね。議員交えてね。どんなことをやられているかどうか。私は、随分市民の人たちの前でしゃべらされています。アンケートをとったところとの関係、いろいろ幾つかありますけれど、先ほどは飯綱の話をしました。総社市とかね。真庭とか、ほかのところもいろいろやりました。経験から言うと、こういうことなんです。例えば総社につ



いて言うと、岡山県の総社市、もうかなり前ですけど、私は嫌だったんですね。資料も読まずに、今回みたくあんまり資料直前になってしか読まなくてとっていて、新幹線で読んでいて、翌日、講演だと。そしたら膨大なアンケート結果が出ているんですよ。やっぱり減らせが多いんですよ。そのときの講演会は、かなり大きい会場です、ホールです。私の基調講演、議会が何を考えている、定数でしたね。3人ぐらいが、自分たちの意見、意見というか、脚本があったんだと思うんですけど、現状維持、ちょっと減らせ、たくさん減らせみたいなの。ふやせはなかった。あと質問を受けるんですけど、やっぱり議会が、私は、今みたいな話をするわけですよ。住民自治の根幹って、これから政策提言とか関心を高めていかなきゃいけない、住民を巻き込んでという話をするでしょう。市民の人たちも、そういう議会をつくってほしいと思うわけですよ。来ている人に、では質問の時間です。コーディネーターなんかやりながら、司会もやったのですが、はい、どうぞ。そうやる前に、先生、今日は市民オンブズマンの人も来ますからと言うんだよね。大体減らせとかというのが多いかなと思ってね。どうぞと。最初、女性でしたけれど、実は、私はアンケートに答えてないと言うんですよ。アンケートに答えていない。アンケートにね。これ何言っているのかなと思ったんだけど、私はしっかりとした議会をやるためには、別に減らさなくていいのではないですかと言う。そして次、男性の人でどうぞと言ったら、その人も同じような話で、基本的なトーンは、どういう議会をつくるかどうかの議論なんですよ。必要なら別に定数を減らす必要はないではないですか。最後に市民オンブズマンの方が手を挙げたからどうぞ、その方もそういうふうに言ってらっしゃいましたね。単なる減らせばいいといった話ではないんですよ。どういう議会をつくっていくかどうか。ここを共有することなんですね。これ報酬も同じですよ。報酬も同じ。ただ、ある市で、市長がやり手の市長で、市長の支援について議会とぶつかっているときに、講演会があって、今日は議会基本条例と通年議会と、何かについてやりましょうみたいな、私基調講演をやったのですが、四日市だとか、有名な議長が来て懇談をして質問が出た。今日は議会基本条例と通年議会だけだと。3つをやりましょう。そしたら夜間議会を開きみたいな話をやるんだ。恐らく市長が、そういうこと言っているんですよ。だから、そういう場に使われる場合もあるんですけど、そのときは、司会者に、私を呼んでくださいではないけれど、何考えてんのと。夜間議会、今日話ではない。1人目は許したかな。2人目は、私許さなかった。どこでやっているの、そのような議会。アメリカとか言うんですね。アメリカ、どんな仕事しているか、わかっているのかと。あなた方、都市計画と上下水道とライフラインぐらいしかやってないところと一緒にするなって。皆さんは、教育から含めて、いろんなことやっていて、それを監視しろとか、政策提言しろとか言っていたら、こんな夜間でずっとできるわけがあるわけですか。責任を持って言っているの、みたいな話をするわけです。市民と開かれている、ちゃんと情報を提供し、ちゃんとそのコーディネートできるようにしていかないと駄目ですよということですよ。よろしいですかね。

それで、もうそろそろ時間なので、4ページにいきます。ちょっと4ページ目、ちょっと飛ばします。視点の2のほういきます。視点2、議員定数・報酬は議員活動の条件整備の一つと考える。先ほど言ったように、追認機関だったら、多かろうが少なかろうが、定数も報酬もそうなんですよ。どっちでもいいんだ。ちょっと議員の方々に失礼かもしれないけど、住民からすれば追認機関なんだから。でもそうじゃ駄目なんですよ、もう。政治の領域になっているので、政治を担う議員の方々の力というのはすごく大事なんです。だからまさに、一般会計規模の議会費だって上げたっていいんですよ、こういう時期に。議会費を。ぜひ、そういうことも含めて考えていただきたいですね。

②です。住民自治の根幹は議会です。何度も繰り返しています。重要な権限は議会にあります。責任は重いです。

③は飛ばしますけれど、次のところですよ。住民自治の根幹、住民を進める条件整備、行政改

革の論理と議会改革の論理は違うんですよ。だから下げろって議決したときに、なぜこんな議論が出なかったか。行財政改革議会でやらなければいけない。そうですねって何でみんな賛成するんですか。効率性重視と地域民主主義の実現は違うんですよ。どういう議会をつくっていくかどうかの議論しなければいけなかったときに、いや議会も大事ですね、削減したほうがいいでしょう。それで削減が何で定数にくるんですか。何のロジックもないでしょう。条件を考えるのは、現在の議員のためだけではなくて、将来の議員が、将来住民が議員になりやすいようなシステム、これを考えていかなければいけないんでしょうね。ということです。私、今いろんな議会、何か参考人の議論のときもありましたが、会津若松だとか、長野県の飯田も3月に行きますけれど、会津若松は、ちょっと行けなかったんで、今月、オンラインでやりましたし、可児とか大津だとかというところもやっていますけれど、今、議会基本条例をつくるレベルなんてものを超えて、どうやって住民の福祉の向上につなげていけるかどうかの議会から政策サイクルを回す議論になっている。議会から政策サイクルを回して、住民の声を聞きながら、しっかりと監視や政策提言をするような議論の水準にいつているんですね。その議論の中で、定数とか報酬を考えるなら私はわかりますよ。そういう議論がないんだもん。やっているかどうか知らないですよ。私の資料ではなかったということです。

ということで、ちょっと今日、もう一ついただいているのは定数についての基本的な考え方です。私、1時間と言ったんですけど、10分オーバーするよと言ったので、恐らく10分オーバーします。予定どおり10分オーバーという。それで、資料のところで、あれ、ないかな。全国町村議会議長会のこの議論なのですが、定数もちょっと入っています。町村議会の場合は、変則でもう下げちゃっているんですよ。一議会が5人というところもあるんですね。もうこの間、合併をしなかったというところは、やっぱり削減するとか言って下げちゃっているところあるので、市議会とは若干違うんですが、考え方は似ています。56ページ、見てください。56ページ、すぐ出ますかね。これは抜粋がいつている。

(発言する者あり)

56ページ、本当、抜粋ではないのがいつてくれているんだ。事務局のほうが、ちゃんと読めよっていつんだ。そんなことはないよね。基本的な考えの視点を言います。①答えのないテーマなんです。だから自分たちのところで、なぜそうなのかを説明してくださいということです。皆さんのところは、大胆なんですよ。28人を4名減らしたって、あんまりないんですよ。大体、怖いから2名減らす。次のときには、もう1回2名、もう最近なくなってきましたけどね。合併のころからね2名、バナナのたたき売りがみたいな話をしているだけけれど。何の根拠もないのよ。ポリシー示せよというんだよ、ポリシー。それから議員報酬と議員定数は別の論理という、若い人に出てもらいたいから、報酬を倍にして、定数を半分にしると、何の根拠があるの。議会費を一定にしているから、こういうつまらない議論が出るんでしょう。結果的に、それぞれ別の論理でやって、定数減らしたのが報酬が上がったというのはあり得ますよ。ちなみに、宮城県のところに行っていたら、報酬上げたんですけど、定数を下げて。山分けかって住民から批判されて、住民運動が出ていますよ。山分けかってね。それが2番目です

ね。  
3番目、何度も言いますが、行政改革の論理とは全く異なるんですよ。議会改革の論理。ずっと言っていたことですね。またからですけども、議会改革が執行機関の行政改革を促進する、行政改革をやるんだ、議会のほうがしっかりとやればいわけです。ただ削減すればいいという話ではないですよ。今、コロナではっきりしましたが、多分、公務員の人数なんていうのは、先進諸国で1番低いんじゃないの。そういうのも含めて、ちゃんと考えていくというね。

④現在の議員のためだけではなくて、多くの人が、将来立候補し、議員活動がしやすい条件として考える。持続的な民主主義をどうやってつくっていくか。それから5番目は、町村議会も1回減らして、もうなかなかふやせない。住民の声、住民の参加制度というのを

しっかり位置づけましょうよという、お聞きしたら何、すごい面積が広いんでしょう、ここ。広いんですよね。そしたら、その議員の人たちがいなくなったら大変ですよね。だからそういう意味で、1人も議員を出せない地区というのは、何か自分たちは、見捨てられたかみたいと思うんですね。私、調査したとか、飯田でもそうですし、上越でもそういうところがあるんです。でも、ここはまだ救われるのは、地域ごとに地域協議会みたいなものを持っているんですよ。ここで住民の声を聞くでしょう。これ行政に流れるんですよ、議会と別で。飯田の場合は、そこと議会が連携して地域の声を聞くということをやっているんですね。だから、その議員の人達に任せるだけではなくて、自治体内分権と呼んでいる。これをどういうふうと考えて、議会としてあるのか。行政の行政区とかというのはあるんでしょう。自治会、町内会とか。これみんな行政のほうへ流れちゃうんです。議会として、そのところをどうやって位置づけるかどうかというようなことも考えてくれ。

⑥これやっぱり住民とやっぱり考えてくださいよねっていう。住民とね。繰り返しますけれど、住民自治にとって、議会にとってすごく大事なものなんですよ、報酬とか定数。それを、ちょっとした議会、定例会で1回で終わっちゃう。しかも、最終日に出した議案が通るなんてことはあり得ないって。笑い話かみたいな。ごめんなさい、失礼なことを言っている。失礼なこと言っちゃうね。後から、もう出ていけって言われそうですけど。

(発言する者あり)

よかった。少し安心した。うんとうなずいてくる方もいるから。何か、だんだんまずいなと思いつながらね。

はい、7、それから報酬については、特別職報酬等審議会というのはあるのですが、これ、自治省が1回やったんだよ、お手盛り。1番悪いのは東京都議会が悪かったんだ。どんどんどんどんお手盛りで上げていったから。自治省がかちんと来て、ちゃんと住民の声を聞いて言ったので、聞くとなると、当時は審議会だけなんです。審議会というのは、首長につけるんですよ。でも議会側につけてもいいよねというのを、今回は提案をちゃんとしていますので、これ報酬のことについてですね、定数もそうだと思いますけれど。

そして8番目、ここが問題なんだ。後出しではなくて、やっぱり1年ぐらい必要なんですね、周知するには。本当はね。自分、立候補にとって大事なんだもん。今回は、もしかしてね、修正してもう1回戻すということがあれば、不利益変更にはならないから、いいかなっていうのが結論。岩手の滝沢で、報酬を上げたんですよ。4月じゃない、8月か。選挙で、3月議会で上げた、3月にすごく大きい体育館で、ワークショップみたいなこと、私、基調講演やらされるんですけど、先生、これで上げていいですかねと、私の持論は事前にちゃんと周知しなければいけないのが持論なんだけれど、不利益変更ではないからいいかみたいな話をしたことありますけど、一応、後出しではなくて、ちゃんと特に下げるときは、ちゃんとこう説明しなければ駄目ですね。ある程度の時間を置かないとね。ということです。これが基本的な原則です。さて、それでは定数をどうやって決めたらいいかどうか。皆さんはどう思われますかっていう。さっきから聞きますけれど28人、これは何の根拠があるのかな。24人、この4人減らして、1億5千万円。この1億5千万円って何なの、一体。この1億5千万円減らして、政策提言、監視力がどのくらい強まって、そして住民のためにどのくらいなるんですか。減らせば住民のためになるみたいな議論で、行政改革の面ではありますけれど、じゃあみんな減らしたほうがいいんじゃないですかという話でしょう。そうなったら。議会力がアップすることで、行財政改革を進めるんですよ、住民の福祉の向上につながるんですよ。そういう定数・報酬を考えていかなければいけない。全くないじゃないですか。従来の定数の議論というのは、単なる住民代表機関、住民代表にとってどうかという話だけです。どういうことか。住民にとって。要するに、政治を決めるとき、住民の声を聞くというのは議会人しかいなかったんですよ。行政のほうも住民参加はほとんどない。自治会、町内会のほうから流れることがあっても、多様な意

見をやるというのは議員しかいないんですよ、チャンネルとして。だから、それを住民の人数に合わせて定数を決めましょうよというのが戦前からずっと続いてきて、自治法の制定時には、5万から15万の人口規模では、36人だったかな。そのぐらいにしましょうよねという話ですよ。まあ、よくわからないんだけど、どんどん減ってきた。しかも今は住民の声というのは、議員だけではないですからね。いろんな多様な住民参加ができています。だから、定数を法律で縛るなんていうのは時代遅れだということもあると思います。規制緩和の議論と。同時に、多様な意見を入れるためには議員だけではなくて、多様な住民参加ができるよという議論だってあるわけです。議会の定数を、人口から導き出したって構わないですよ。今だって根拠として。だから自治法の15万人までは36人、でやっていったっていいですよ。これも一つの根拠ですよ。でもそのときには、多様な住民参加があるのをどうやって埋め込んでいくかどうか。それには、どのくらいの人数が必要なのかどうかを考えられたほうがいい。このときには、恐らく住民の意見だと同時に、いろんな地区のいろんな意見を、住民の政治の場に登場させようという意向で、人口規模だった。ずっとそれでできていて、地方分権改革の中で、規制緩和しましょう。法律で縛るのはやめましょう。そういう中で、自治法の90条、91条が取っ払われるわけです。条例で定めるというふうになるわけです。条例で定めるとね。そのときに、私のところは人口でやりましょうよねというのがあっていいんですよ。だって人口については、もともと私が不安だったのは、人口がずっと今最近下がっていますけれど、人口がふえても、議員数、定数というのは下がっているんですよ。総数が。だからこれ、人口ではないよなともとも思ってたんだ。さらに、市町村合併のときに6万人いた地方議員が、合併終わったら3万2千人ですよ。3万ちょっとか。私、啞然としたのは、普通、半分も減ったら、民主主義の危機ですよ。これを、住民の方々は喜んでいるという、不気味な世界ですよ、日本。住民の代表が、数が減るんですよ。これはとんでもないことなのに、いやもっと減らせみたいなお話があるわけですよ。異常な国だなと私は思いましたよ。だから、私、小学校のときに周りに議員の人たちにいましたよ。あるいは友達の親が議員だったとか、今なんか周りにいないんだもん。だから議員の魅力なんか、わからないですよ。議員の魅力なんか伝わらないわけです。それが一つ。ただ私は、それだけではないよねというふうに言ったのが、もう一つのベクトルなんですよ。これは、多様な意見というのは、いろんな場で、当時、だからこれだけではないよな。人口だけではないよな。それで、しかも人口がふえてもふえなかったよな。これ、どこか論理が違うよな。そこで、もう大分前なんですけど、イマジン出版というところから出した「自治を担う議会改革」の中に、討議できる人数というのを出したんです。討議できる人数っていう。繰り返しますが、議会の存在意義というのは多様性に基づいて公開と討議なんです。そうすると、公開と討議、討議できる人数というのはどのくらいなんですかという問題の設定の仕方をしたんです。私、怖かったですよ。だって今まで、そういう議論ないんだもん。人口規模の。私は委員会主義をとっていれば、委員会主義をとっていれば1常任当たり、1常任当たり、当時は、6人から10人と書いたんです。翌年ではないな、翌々年、2年後に、やっぱり現場を見ていて、やっぱり頑張っているところというのは少なくとも7、8人かなという、1常任当たり。繰り返しますが、会津若松とか飯田とか、そういうのを見てみると、あのときに、皆さんは知っているかもしれませんが、目黒と松崎というのは議会改革の理論家なのですが、先生、ミソは少なくとも先生が言っているところがミソですよ。私、あんまり意識してなかったんだけど。そう、多様性がないといけないんだ。議論できる人数だけでなく多様性なんだ。だから例えば、中山間地域の人が1常任に当たり、2人入ること。このようなイメージ。あるいは女性が、1常任当たり2人入ることぐらいのイメージ。要するに民主主義というのは、1人がしゃべっただけでは進まないんですよ。もう1人が、うんそうだよねというところで議論が展開する。民衆が少数派が多数派になる可能性を秘めているという制度設計なんですよ。少なくとも7、8人。ただ私は、批判を浴びなかったんだ。これ、いろんなところ

で批判が来るかなと。私が全く尊敬してない先生も、そういう何か堂々と言っていましたからね。ある議員の人が、私に先生、1 常任に当たり、7、8 人ですよって。何か当たり前のことのように言うのはうれしいんですけど、これ科学的な根拠全くありません、委員長。ないのよ。討議できる人数というのは、私が見たところではそのぐらいですよ。頑張っているところで。常識的に言えば、5 人なんか絶対無理でしょうね。委員長がいて、両方に 2 人いて、やっぱり少なくとも、やっぱり、7、8 人ほしいよね。7 人はほしいよねというふうには思いますけどね。それともう一つ、私は 6 人から 10 人をやめたというのは、現場感覚からということ、あともう一つ、ワールドカフェというのがはやっているんだよね、今ね。ワールドカフェ。何というかな、根拠も抜きに、自分の思いを言うとか言ってんだ。ガス抜きかってよく言っているんだけど、それはそれでいいんだ、楽しいんだから。でも議員がそれじゃ困るでしょうって。過去の事例とか、いろんなことを踏まえて、根拠に基づいてしゃべってくれよな。これ駄目だな、6 人以下だというのが、今のところ、ただ科学的な根拠ではありません。ぜひ、皆さんは、住民のための住民自治の根幹として、住民と歩む議会をつくっていただきたい。そして、そのための報酬や、そして今回は、定数、そして議会事務局、議会図書室、政務活動費、こういう議論を総合的にぜひ考えていく。繰り返しになりますが、問題設定が逆なんですよ。しかも問題設定主体が、議会は政治ですよというのが、今日はイロハの話をさせていただきましたけれども、ぜひ、今から質問も受けていきたいというふうに思います。ちょっと厳しく言ったかもしれないんですが、住民のための議会をつくられるということで、今日はお邪魔させていただきました。貴重な経験をさせていただいて、ありがとうございました。終わります。どうもありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。暫時休憩をいたします。

休 憩 14 : 11

再 開 14 : 20

委員会を再開いたします。

次に、参考人に対する質疑を行います。質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

今日は、遠路はるばるありがとうございました。また厳しいご意見をいただきながら、確かに、私ども、議論が非常に足りなかったのかなということを感じております。その中で改めてお聞きいたします。改めてというか、お聞きしたいと思います。先ほどお話の中で、アンケートに関しては情報がない中でアンケートをやることの危険性ということで、お話がありました。やはり、この問題、市民ときちんと議論、向き合っという話もありましたが、市民と向き合っ議論するとき、こういったことを、ほかに気をつけておくべきだとか、そういったものがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○江藤参考人

要するに、今までそういうことをやってきていないツケが、こういうときにっちゃうんですよ。だから、議会報告会みたいなものも、やってんのかな、やってないんでしょう。意見交換会なんかもないでしょう。それから議会モニターなんかもないでしょう。だから、そういうのが、こういう大変なときにツケとして出て、真っさらな人あるいは行政のほうに近い人たちが住民として頑張っている人がたくさんいるんですよ。でも、議会との接点がないから、結局は少ないから、簡単に言えば、ないんだもん、やってないんだもん。手の打ちようがすごく難しいですよということです。先生、何かしてくださいって言ったって、ないもん。ここ笑いのところだったんだけど。ないんだもん。そうやってないツケがっちゃうんですよ。ただ、そう言ったってしょうがないから、こういうときに、住民の声を聞くというようなやり方、ちょっと後からしゃべりますけれど、その前に、今、何をしゃべるの。住民と一緒にって議論す

るの。そもそもしゃべる内容がないでしょう。定数どうですかって言われるわけですか。私たちは今までこうしました、ごめんなさい。少し訂正をしましょうということなんだろうけど、やるとすればね。そのときだって、どういう議会をつくっていくかどうかって皆さんは議論をしているわけですか。住民の人たちに定数どうですかと言ったって、議員同士がわからないだもん。わかるわけないじゃん。だから、やっぱり、問題設定が逆なんだって言ってんの。住民と語ればいいという話じゃないのよ。どういう議会をつくっていくかどうかって、議員同士でちゃんと議論してくださいよ。そしてそれを踏まえながら、住民と一緒に議論するとかいろんな手がありますよ。いろんな手がありますよ。確かに今のツケが回ってきたって言って、これからだって遅くないですよ、こういうことは。だから、どういう仕掛けがいいかどうかも含めて、住民の人たちとも議論する、住民というか、議員同士でまずは議論して、仕掛けする。アンケートは基本的には悪いと言ったけれど、アンケートだって一つの手法としてあり得ますよ。そのときは、アンケートだけでやるのか、あるいは小集会を幾つか設けてやっていくかどうか。もう人が来ない、あるいは批判の人たちが多いような場であれば、それこそ自治会、町内会と一緒に共催でやるとか、いろんな手は確かにあります。問題設定、やり方としては、どういう議会をつくっていくかどうかをやらないで、定数だけどうですかって言ったって、私が住民だったら、何しに来たのということだと思えますよ。いいですか、それで。もっとならばいいですか。

だから、まずそれを決めてくださいよというのが一つ。そんな中で住民の人には、パンフレットとかいろんなものを作って、私たちは変わるんだって。住民の福祉の向上のためにしっかりやるんですよ。そのときのイメージを、まずはしっかり持ってくださいなんです。それを、何か今、議会改革の最先端に、最先端でもないや、もう広がりがあるんだけど、議会側が政策提言しているわけですよ。あるいはもう政策提言のレベルじゃないな。今、もう本丸にかかわっていますよ。決算から予算、決算を事前に準備をして、9月定例に向けて、6月あるいは3月からずーっと予備で、決算準備なんかしながら、9月に議会としてですよ、個人でなくてだよ、決算やって、それで決算が終わったら決算の提言をして、それを踏まえて予算審議の前にもまた委員会として議論しているようなことをやっているわけですよ。議会は、議員個人の集合体ではないんですよ。機関として動くことなんです。そのイメージを議会がしっかり持てるかどうかなんです。

岡本光雄という町村議会議長会の事務局次長がいましたけれど、亡くなったんだ、大分の出身で、もう本当に今、生きていたら彼がつくってきているわけですよ、議会改革というのは。彼が人格を持った議会、人格、機関として動くんだと。議員個人個人が、力を持っていると思ってるかもしれないけれど、議員個人は力がないんですよ。機関として、しっかり動いたらできるのよ。そういう議会像の議論をした上で、住民に聞いて、私たち、こういうふうなものをつくらうと思ってます。そして、その中の一つとして、定数の議論や報酬の議論をしているんです。それがないうちに、定数だけ入ったって、何のことみたいな話。

繰り返しますが、ここの議会が、どういう議会をつくっていくかが先でしょうって。その上で、ぜひ住民と語っていただきたい。そのときのやり方としては、自治会、町内会との最初からやるとびっくりしちゃうかもしれないから、町内会の共催で、これ栗山がやっている方式ですね。あるいはPTAとの共催なんかもいいし、JCとの共催か何かでもいいし、そういう形で人を集めて、裾野を広げていくというところから出発して、議会基本条例なんかは、もう任期がないので、なかなか難しいかもしれないけども、そこには、市民との意見交換会あるいは公聴会制度、参考人制度の充実、強化、あるいはモニター、サポーターなんかの制度化などはつくられたほうがいいですよというふうに思っています。突然来られても、市民と話して、意見交換って、私も住民のなんて言っていますけれど、びっくりするよ、だって。住民の声聞けと言ったって、住民だって個別にしゃべっていることは多いんだよ、そんな研究者

ではないんだからね。議会人として、ちゃんと責任持って提言しないで、皆さんの声を聞きま  
すって、皆さんの声といたって、こういう事態は情報もなくて、しゃべれと言われたって困  
るでしょう。と思うんですけど、いかがですか。ごめん、私から聞いちゃいけない。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

共産党の川上直喜です。非常に気持ちのよいお話を聞かせていただき、大変勉強になりました。  
染み入るような。ちょっと個別的なことから先にお尋ねをしたいと思うんですけど、先ほど  
多様性、公開、討議というふうに、もう繰り返し強調されたんですけども、全くそのとおり  
だと思っておりますが、自分たちで考えろというご回答があるのではないかというふうにも思  
うんですけども、その3番目の討議が、飯塚市議会の場合は、議員間討議、討論のルールが  
ないために、執行部に対する質問、答弁を得ることはできるけれども、隣で議員がいろんなこ  
とを言っても、その議員との直接討論ができない状況になっているんですね。

(発言する者あり)

このことについて、どう打開をしていったら良いのかなと、ずっと思いながら、議員が決め  
れば良いことだということでしょうけれど、何かアドバイスがあればお聞きしたいなど。

○江藤参考人

たしかに考えてくださいっていうふうになるかな。私はそもそもわからないのは、要するに、  
皆さん、質問というのが好きじゃないですか。ちょっと失礼な言い方するとき。質問は議員に  
とっては華ですよみたいな話なんです。あれ質問なんて、法律でどこにも書いてないからね。  
あれはほら要するに、国会を真似しているから。質問があつてさ、質問があるから、しょうが  
ないから執行機関が来ているんだけれど、あれ、根拠法はないんですよ。だから議長が、  
121条で読んでいて、それが慣例になっているから、質問のときに答えているとなるでしょ  
う。あのね、議案審査は、質疑は別なんです。議案が首長から出されるんだから、それに対  
して質疑するのは、もう義務なんです。質疑でしょう。そして、議案審査でしょう。通常、今  
の話だったら、付託の話だよ、委員会ですよ。質疑ね。質疑については、質疑はいいんだ  
けれど、議員間討議はないというのが、私は不思議でしょうがないのは、質疑はこれについて  
どうですか確認することですよ。ここの議会は、それ以上はやっていないということでしょ  
う。だから、それで不思議なのは、小学校に聞いて来いって言うんですよ、学級会を。要す  
るに、議案が出たときにこれ、修正しますよと言ったときにどうするの。賛成、反対しかない  
んでしょう、きっと。これちょっと変だから、修正しましょうよね、ここ否決しましょうよね  
とあって、みんなで議論しないでどうするんですかね。あるいは、その議案に対して付帯を付  
けるときなんかはどうしているの。あるいは、会津若松なんか面白いのは、付帯までいかに  
いけれど、要望的意見というのを委員会を出しているんです。委員会ね。それは、議員間で議  
論しなきゃ出ないでしょう。だから、不思議なのは、もう国会にどっぷりつかっているとそ  
うなるんですよ。あるいは裏取引で、何か修正を加えるみたいな話になるんだけれど、地方議会  
そんなことやってないからさ、修正なんかやるときとか。それから、修正でしょう、あるいは  
対案だつて出る話でしょう。議員で議論すればいいじゃない。それが無いのが異常。

もう1回言いますよ。質疑というのは個別に聞いているだけでしょ。聞いた後がポイントな  
んです。例えば、あそこもやっているなあ。今最近、議会改革で有名な、兵庫の西脇か、林さ  
んがいるところね。あそこはほら、一般質問は後に、全部入れ替えて、それはこっちもそう  
ですか。一般質問が先でしょう。議案審査が大事だからって前に持ってきてやるんだけど、その  
後に西脇だと思っただけけれど、議案質疑が1回終わったら、外に出すんです。ごめんなさい、  
西脇じゃねえか。芦屋かな。ちょっとごめんなさい、自分で書いといて忘れちゃった。1回出  
して、議員間でこれいいですかねってやるんです。そして必要だったらもう1回呼んで、質疑

をもう1回確認をするというやつ。そうすればいいじゃない。当たり前なんだけど、会津若松なんかとっくにやっていますよ。だって、そうしないと修正もできないし、と思いますよ。川上議員って何期やっている、ごめんなさい、聞いちゃいけないんだ。どっぴりつかるんだって。会議規則とか今の慣例に。最初のころを思い出したほうがいいと思うよ。変だって、変なんだもん。運営自体が。変えればいいじゃない。

○川上委員

実は、今度の請願そのものについては、ご指摘のとおり、多様性が、国民によって、強く社会の各部面において要求され、当然ながら地方議会においても、公然においても求められる流れの、そのときに、それに逆流、逆行するようなプラスにならない形で、考慮なしに4減というのが出たところが、市民の皆さんの異議申し立てにつながってきているので、非常に重要だと思っているんですけども、実は、定数削減については、前回の委員会でも発言したんですけど、あたかも市民が、その要求が市民の本質であるかのような宣伝がされるけれども、実は、先ほどおっしゃいましたように、6万人ぐらいた地方議員が、国の政策あるいは誘導によって、現在、半数近くまで削減されてきていると。これは実際上は、国の権力によって地方議会の削減が誘導され、あるいは圧力を加えられてきているんだというような感覚を持って発言をし、質問したんですけども、これは言い過ぎというか、考え過ぎでしょうか。

○江藤参考人

よくわかんない。確かに、確かに、だから国の誘導策ってあったんですよ。定数が一番ぐつと下がったのは、下がったのは合併のときですよ。6万人から3万人と言ったのはね。その前にも、ずっと動いているんだ。御存じのように地方行政改革プランとかいうものもあって、行政改革プランの中に、議会議員の定数って入っているんですよ。国の策は策なだけけれど、決めているのは自治体だよ。自治体が自治力がないんでしょう、きっと。頑張っているところは頑張りましたよ。合併について、いいとか悪いとか言いませんけど、私たちはこういう未来があって合併しようとしているのか、金がないから合併するとかいうのと全然違うでしょう。あるいは合併しなくたって、おれたちは頑張ってやっていくんだという議会だってある。自治体だってあるわけです。だから、国の意向というのは、私は常にあると思いますよ。だって、国は行革とか進めたいんだもん。それはそうだけれど、全部国のせいにする気は全くないですね、私は。自治力の問題でしょう。だからそれをしっかりつくっていくのが、皆さんの役割なんです。あるいは研究者の役割であるかもしれない。そういうふうに思っています。

○川上委員

それともう一つ、今、定数削減の問題について言えば、今、自治力の問題と言われて、そう思います。その自治力といった場合に、住民自治というか、住民主権が根底にあるわけですけども、この2元代表制で、議会をつくります。それから市長も選びますと。こういう流れの中で、少し言葉を選ばないといけませんけれども、議会と行政側の、もともと議会が行政を監視する、行政を議会が監視するのが仕事なんですけれど、反作用というか、行政の側から議会にさまざまな形で不適當な働きかけなどがあるがために、十分な審議が尽くされないまま追認機関という言葉もありますけれど、そういうふうな評価になっていくような自治体も多く見られると思います。それで、多様性と離反する形で、議員が削減され、そして、その流れが太くなっていけば、執行部の独裁的な傾向に強まっていくのではないかという危惧を持っております。本市の場合、今は一般論で言いましたけれど、本市の場合は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて――

(発言する者あり)

結論を聞きますね。先ほど国との関係で、誘導ないし圧力があって、議員定数削減という傾向がないのかというお尋ねをしたんですけど、今、聞いているのは、執行部からの誘導や圧力があって、議会がみずから定数を減らしていくというような傾向は全国的にはないのか。そ



ういうお尋ねです。

○江藤参考人

全国的には、そういう傾向というのはいないですよ。傾向としてはね。だってそれをある程度、議会とうまくやっていきたいというのが首長ですから。それはないけれど、ただ、全くないかというところというわけではなくて、例えば、ここの首長は知らないけれど、議員定数を半分にしましょうとか、報酬を半分にしましょうっていうので、選挙に出る首長がいるんですよ。余計なお世話だと思うんだけど。全く悪いとは私思ってないから。昔、大学院のころはふざけるなと思ったけれど、議会のことについては、首長提案というのは変ですよと思ったけれど、みんなで議論したらいいのではないかなというふうに思っているけど。そういうような人たちもいますよ、圧力をかける。でも基本的には、下手な手の出し方をしたら、議会側から総スカン食うからね。だから、あんまりやらないというのが一般的だと思います。でも、何かやりたい人はやっていますよということですね。

今の話の中で、二元的な代表設定機関、私たちが機関競争主義と言っているけれど、ちゃんと政策競争ができるような制度設計をしなければいけないですよ。今みたいな形で、執行機関側から定数の話だけではなくて、いろんな仕掛けはしてくると思いますよ。だって自分の意見を通したいんですから、首長は。それに対して、議会側がどう対応するかどうかがポイントなんです。皆さんのところは、議会基本条例を議論してないという話、先ほどから聞いたんですけど、議会基本条例の中で最もすてきな1条があるんです、一つの条文が。説明義務というのが入っているんですよ。首長が、町長が政策提言するときには、予算のときもそうなんですけど、次に掲げる項目を説明しなければいけないと書いてあるんですよ。なぜこの政策が出てきたかどうかの政策の発生元、そして総合計画とどんな関係があるかどうとか、ランニングコストも含めてコストはどのぐらいかかるかとか、ほかの自治体の事例とか、そういう項目は全部こう、8項目ぐらいば一と載っているんですよ。それで縛っちゃうんだ、議会としては。首長の提案は思いつきではなくて、しっかりとしたもの、ちゃんと提案しているかどうかというのは、それでわかるわけです。フィルターにかけられている。特に大事なものは、これ大事なんだけれど、その政策が上がってくるときに、落ちた政策も含めて出せと言っているんです。要するに、首長が出すのは、これが1番いいですよと出して出してくんだ。本当にいいかどうかかわかんないですよ、政策。さっき言った政策なんかっていうのは、必ずメリットもあればデメリットもあるんですよ。だから、そういうものの中にもっと光るもの、落ちていながら光るものがあるかどうかを議会として判断してあげますよという話。これをやるためには、ちょっとさっきの話に戻ってしまうけれど、質疑だけでは駄目なんです。議員間で、これ私はこういうふうに思うけどねというふうなことをやらないと。だから質疑が終わったら、外に出せです。出して、そしてみんなで議論すればいいのではないですか。そういうふうに思っていますね。ぜひそういうふうに動いてください。議会基本条例というのは、最近はいろんなところでできて、今ごろ何と思うかもしれないけれど、ないほうが異常だよ。何か、ここの議会って何かポリシーがあるの。つくらないポリシーみたいなものがあるの。だったら、まだわかるけど。わかるというのは、この間もあるところに行ってきた、私たちつくらないんですというんですよ、議長が。何でと聞いたら、議会改革を進めたい、進めた後につくりたいって言うから、やる気ないんだねと言っておきました。つくるといふふうに、ちょっとしてきましたけれど、あと何か月か行って、やってなかったら怒ってやろうと思っています。すみません、余計なこと言いました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

これから先、請願を採択する、しないも含めて考えなくてはならないわけですが、その中で、

やはりどういった形で議会をデザインするかというのがまず先にあってしかるべき。その後に、それをやるためにはどういった議会なのかということを考えていくわけなのですが、そしてその後に市民と対話というふうなお話であったかと思えます。非常に、言いながら、またこれお怒りを買うのではないかなと思ひながら、あえてお聞かせいただきたいのが、先ほど、決めるまでには、決めて周知するには時間が必要だという話がありました。町村会の分にも、最低でも1年だよという話がありました。ただ、不利益変更ではないので、それもありかもねというお話があって、それが多分、町村会でも書いてあったかな、半年程度というふうなところではないかと思うのですが、削減した部分を戻すということが、不利益変更ではないとすれば、その半年というところで考えていいのかどうか。

もう1点が、あと、その半年、ぎりぎりやっただとしてみても、そこでもまだ時間不足となった場合、デザインができなかった、市民との対話に関して十分なものができなかった場合、そのときは2つしかないと思ひます。削減したままとするのか、一旦戻して、次回改選後にしっかり考えていこうという形にするのか、どちらかだと思ひのですが、その点については、どのようにお考えになれるのか、その2点教えてください。

○江藤参考人

請願を採択しなきゃいいじゃない。だって、決めたときがあれなんでしょう。議論してないでしょう。議事録を読む限りしてないです。討論だってしてないもん。もう1回仕切り直しすれば。それで、ごめんなさいって、みんなすればいいんだよ。だってそんな簡単じゃないよ、議会のあり方を決めるの。だからそれなりの思いがありましたという議員いると思うよ、あのとき、起立した人たちの中で。思いがあったんだと。思いがあるなら議事録に載せろよ。討論だってしてないじゃない。あのとき、そういう議論しちゃってごめんなさい。これも一つの美しいあれですよ、議決責任ですよ、自分たちで。これも一つのやり方ですよ。今ね、江口議員は、時間的に来年あと1年ちょっとしかないでしょう。私を、1カ月ぐらいここによこして、議会改革の講義しますか。毎日、こういう研修やるよ。そうしたら、議会のあり方できますよ。でも反発食って、もう帰れでしょう、きっとね。できないよ、だから。やっぱり議員の人たちは。だから、それを議論して、そして新しい議会をつくるための定数・報酬についての視点を確立するために、まず1回戻しますというのは一つの筋だな。

それで、もう一つの選択としては、このままつき進んで、定数削減のままいくと。多様性もちょっと心配なところもあるけど、それで、次のときにもう1回修正するよ。もう1回ふやすよっていうことも考えられませんかという人もいるかもしれない。考えられない。考えられない。そんなところないもん。起立採決でした人たちが、そんな反省しないよ。今だから反省しますよ。別に怒ってない。怒られるからって、私に、そんな怒るような権限もないもん。そう思いますがね。それからちょっと聞いちゃいけないだろうけれど、独り言だよ。削減したというので、どのくらい周知しているんですか。独り言。周知して、選挙も含めて議会はどなんですかという周知というのは、そういうことなんですよ。議会だよりにちょっと載せて可決されましたって、これは周知じゃないんだ、これ。定数について、削減したことで、削減したので候補者は出にくくなっているから、出すために議会としてはどんな手を打っているの。ハードルが上がるんですよ。新人議員、立候補なんかできないんだよ。そういう、そのときの対応をどうとっているんですか。そんなこともやってないなら、周知って言わないんですよ、それは。怒ってないですよ。と思ひますけれど。いいですか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

参考人に対しまして委員会を代表して一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員

会中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、今後の委員会審査に十分役立てていきたいと思っております。本日はありがとうございます。

お諮りいたします。請願第4号については、本日の審査をこの程度にとどめ、引き続き審査いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よってそのように決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 51

再 開 14 : 52

委員会を再開いたします。

(発言する者あり)

「議会の運営について」、「議長の諮問について」、及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「新型コロナウイルス感染リスク低減のための議会対応について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

新型コロナウイルス、特にオミクロン株の影響による爆発的な感染拡大に伴いまして、福岡県に1月27日付で「まん延防止等重点措置」発令され、当初、2月20日までの間と予定されておりましたところですが、感染状況は依然として予断を許さない状況にあるなどの理由から、3月6日まで延長されることとなりましたこと、また、本市における新規陽性者数もここ最近では100人を超える日が多く、なかなか減少傾向が見られないこと等の理由から、先の代表者会議におきまして、新型コロナウイルス感染リスク低減のための議会対応として、今年の9月定例会開催時と同様に、質問実施時における議員の出席調整並びに執行部に対する出席者数配慮の依頼を行うことで合意がなされております。

調整方法としましては、1番目として、会派ごとに人員の半数以上が議場に入場するよう調整し、入場されない議員は委員会室に設置したモニターで視聴するか、控室など別室においてタブレット端末により視聴すること。2番目に、議会棟に参集したことをもって、会議に出席したものとすること。3番目に、議長を含め、出席者数が14人を下回った場合は会議を中断しなければならないため、一時退室する場合は出席議員数に留意すること。以上の3点となっております。

なお、この出席調整については、あくまでも協力依頼であり、強制するものではありませんが、市内でも感染状況が悪化していることを鑑み、できる限りご協力いただきたいと考えております。

次に、執行部に対する出席者数配慮の依頼についてでございます。執行部は、通常、本会議に特別職及び部次長以上の職員が全員出席しておりますが、答弁予定のない職員は執務室で中継を視聴する対応などにより、部次長の出席者を最小限としていただいております。

以上、ご審議方、よろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「新型コロナウイルス感染リスク低減のための議会対応について」は、事務局説明のとおりにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

次に、「オンラインを活用した委員会の実施について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

2月22日に開催されました議会運営委員会において、全国市議会議長会より通知のありました「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告」に沿う形で、「飯塚市議会委員会条例\_新旧対照表」、「飯塚市議会会議規則\_新旧対照表」、及び「オンライン委員会運営要綱」の見直しを行い、お示ししておりましたが、その前に提出しておりました「オンラインを活用した委員会の導入について（案）」の内容についても一部修正する必要があったものを失念しておりました。大変申し訳ありませんでした。

本日、改めて【資料1】として「オンラインを活用した委員会の導入について（案）」を提出しております。

修正箇所は、1ページ中段から2ページ中段までの「3 関係条例等の改正及び制定」の段落のみで、それ以外の部分について修正はございません。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。なお、本件については、各会派でご協議いただいていると思いますが、各会派での検討結果を、できましたら次回、3月3日木曜日の本会議終了後に開催されます議会運営委員会において取りまとめたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。